

第94号議案

和解について

上記の議案を提出する。

令和6年11月26日

提出者 東京都台東区長 服 部 征 夫

(提案理由)

この案は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定に基づき提出します。

和解について

下記のとおり、和解する。

記

1 和解の相手方

個人

2 和解条項

- (1) 相手方は、令和6年5月14日に東京都台東区根岸二丁目において発覚した漏水事故（以下「本件事故」という。）に関し、事前に台東区と工事内容について協議の上、台東区が所有する居室（以下「居室」という。）内の原状回復工事を行う。
- (2) 台東区と相手方は、原状回復工事の実施後、居室の引渡し及び受領に当たり、当該工事が完了したことを相互に確認する。
- (3) 相手方は、(1)のほか、本件事故について、民法（明治29年法律第89号）第709条の規定による損害賠償金として、台東区に対して、金31万3,169円の支払義務があることを認め、当該損害賠償金を台東区に支払う。
- (4) 台東区と相手方は、本件事故に関し、本和解条項に定めるほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。